

# 日本 ALS 協会広島県支部規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、日本 ALS 協会広島県支部と称する。

第2条 本会は、事務所を事務局長の住所内に置く。

### (目的)

第3条 1.本会は協会施行規則第6章の各規定に基づいて設置された支部である。

2.本会は協会の目的に則り、筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」という）の克服と患者が人間としての尊厳をまっとうできる社会の実現を目指して、共に闘い歩み、自ら問題解決に立ち向かうこと、広島県における患者・家族の医療、福祉及び QOL（生活の質）の向上に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) ALS に関する正しい知識の普及と啓発
- (2) 会員相互の学習会、交流会などの開催
- (3) 保健・医療・福祉・行政への要望、療養環境改善の働きかけ
- (4) 会報の発行
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

第5条 1.本会の会員は広島県に在住又は勤務している協会の正会員、賛助会員、特別会員で構成する。

2.本会の会員が、協会の会員資格を喪失したときは、本会の会員資格も喪失するものとする。

## 第3章 役員

### (種類及び定数)

第6条 1.本会に次の役員を置く。

運営委員 5名以上 会計監査 1～2名

2.運営委員のうち1名を支部長、若干名を副支部長、1名を事務局長とする。

### (役員を選任等)

第7条 1.役員は正会員の中から支部総会において選任する。

2.支部長、副支部長、事務局長は運営委員の中から支部総会において選任する。

3.運営委員及び会計監査は相互にこれを兼ねることができない。

4.役員に変更があった場合はその都度本部理事会に報告するものとする。

### (職務)

- 第8条 1.支部長は本会を代表する。  
2.副支部長は、支部長を補佐し、必要によりその職務を代行する。  
3.事務局長は、日常業務を統括し、執行する。  
4.運営委員は運営委員会を構成し、運営委員会の決議に基づき業務を執行する。  
5.会計監査は、本会の経理を監査する。

(任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問)

- 第10条 1.本会に顧問を若干名置くことができる。  
2.顧問は運営委員会の決議に基づき支部長が委嘱する。  
3.顧問は本会の求めに応じて必要な助言をすることができる。

#### 第4章 総会

(種別)

- 第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第12条 総会は正会員をもって構成する。

(権限)

- 第13条 総会は次の事項を決議する。  
(1) 活動計画、予算の決定  
(2) 活動報告、決算の承認  
(3) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

- 第14条 1.通常総会は毎年1回、会計年度終了後概ね3ヶ月以内に開催する。  
2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  
(1) 運営委員会が必要と認めたとき  
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき

(召集)

- 第15条 総会は支部長が招集する。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(決議)

- 第17条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第18条 1. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは相当する手段をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。  
2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとする。

(議事録)

- 第19条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。  
(1) 日時及び場所

- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面もしくは相当する手段による表決者及び表決委任者を含む）。
  - (3) 議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
2. 議事録には、議長が署名、押印するものとする。

## 第5章 運営委員会

(構成)

第20条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。ただし必要に応じて、支部長の要請により、事務局員・会計監査・顧問等も参加する事ができる。

(権限)

第21条 運営委員会は本規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(召集)

第22条 運営委員会は支部長が招集する。

(定足数)

第23条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第24条 運営委員会には、第17条、第18条の規定を準用する（この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「運営委員会」及び「運営委員」と読み替えるものとする）。但し、患者である運営委員は正会員でない家族を代理人とすることができるが、その他の運営委員の代理人は正会員とする。

## 第6章 会計

(経費)

第25条 本会の運営に必要な経費は、日本 ALS 協会本部からの支部助成金、直接本会へ寄せられる寄付金、その他によって賄う。

(経費の支弁)

- 第26条
1. 本会の収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、支部長は運営委員会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
  2. 本会の収支決算は毎会計年度終了後、会計監査の監査を受け、総会の承認を得なければならない。
  3. 活動報告、収支決算および活動計画、収支予算については本部理事会に報告するものとする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更

第28条 この規約は活動しやすいように改正することができる。変更する場合は、総会において出席会員の4分の3以上の賛成をもって議決し、本部理事会の了承を得るものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第29条 1.本会の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2.事務局には事務局長及び所要の事務局員を置く。  
3.事務局員は運営委員会の承認を得て、支部長が任免する。

## 第9章 団体加盟

第30条 本会は関係団体と連帯交流するために、運営委員会の決議により必要と認められる他団体に加盟することができる。

## 第10章 補則

第31条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、そのつど運営委員会の議決により別に定める。

附則

1. この規約は、平成17年10月8日から施行する。
2. 本会は「広島ALS友の会」から移行したものである。
3. 本会の設立当初の役員は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第9条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
4. 本会の設立初年度の活動計画及び予算は、平成18年3月31日までとし、設立総会の定めるところとする。